

近世後期における山村の地域議定

——出羽国秋田郡小猿部地域を事例に——

栗原健一

はじめに

- 一 小猿部地域の概要
- 二 小猿部地域の議定
- 三 「二沢定書」の締結方法
- 四 「二沢定書」の内容
 - (一) 着類
 - (二) 儀礼・礼儀
 - (三) 飲酒・食事
 - (四) 休日
 - (五) 職人
 - (六) 商人
 - (七) 仮子・日雇
- 五 明治六年の定書
おわりに

はじめに

近世社会では、法度・条目や触書などによる法支配がなされていたが、一方で村掟などといわれる村法があった。村法については、前田正治『日本近世村法の研究』⁽¹⁾が現在もなお研究史上重要な位置を占めており、村法の内容や呼称には多種多様なかたちがあり、領主法に対する自治的規約として村法を設定している。さらに、初期村法が孤立的であったのに対し、享保一五年(一七三〇)山城国一六か村組合割符定書を「連合村法」のはじめとして、連帯した村々によって定められた「連合村法」に注目していることは、慧眼とすべきであろう。

その後の研究史としては、郡中議定研究が重要である。藪田貫氏、青木美智男氏、平川新氏、谷山正道氏、大塚英二氏らの研究を挙げておきたい。畿内や羽州村山郡などという非領国地域を中心に検討がなされ、地域のまとまりを考える上で、貴重な成果であろう。

一方目を転ずれば、郡中という単位以外にも地域には用水組合などの多様な組合議定が存在しており、これらを含め、本稿では村法からの展開として「地域議定」という枠組みを設定したい。そのことにより一村、組合、郡中だけでなく、多様な議定のあり様を確認できるのではなからうか。また、締結する議定が地域の個性につながるのではないかとということも、あわせて念頭に置いている。

そこで本稿では、事例として秋田藩領の小猿部地域(現、秋田県北秋田市)を取り上げて、当該地域の近世後期に存在した地域議定を紹介し、その締結の単位を示すとともに、その議定の内容についても踏み込んで明らかにしたい。

当該地域については、長岐喜代次氏⁽³⁾、藤本英夫氏⁽⁴⁾、佐藤俊晃氏⁽⁵⁾らの研究成果があり、本稿でも大いに参照させていただいた。なお、筆者もこれまで備荒貯蓄や近世日記史料について検討したことがある⁽⁶⁾。

一 小猿部地域の概要

事例とする小猿部地域を概観しておこう。小猿部地域は、七日市村(現、北秋田市)を親郷とした村々のまとまりで、山間地域であった。親郷の七日市村には、品類⁽⁷⁾・岩脇・横淵・中屋敷・小森・脇神・摩当という七か村の寄郷があり、根木屋敷・妹尾館・中畑・大畑・葛黒・門ヶ沢・白沢・与助台・三ノ渡・黒森・松沢・赤又利という一二か村の枝郷があった(いずれも現、北秋田市)。

小猿部地域は、阿仁と比内の間に位置し、北流して米代川へ流れ込む小猿部川と阿仁街道の交差する交通の要衝にあった。秋田藩主の通行なども

確認されている。小猿部川沿いに親郷・寄郷・枝郷が点在し、七日市村から鷹巣村(現、北秋田市)へ向かう下流に寄郷が続き、七日市村から上流に枝郷があった。ただし、寄郷の摩当村は鷹巣村に近い米代川沿いに位置していた。

七日市村の石高は、慶長六年(一六〇一)に一三六石八斗(秋田実季侍分限)、正保四年(一六四七)に三五二石余(出羽一國絵図)、寛政六年(一七九四)に五三三石九斗余(六郡惣高附帳)と推移した。田地には悪地が多く、生業は山林に依存しており、阿仁銅山へ供給する炭生産が著名であった。幕末期には蝦夷地への郷夫徴用も行った。

親郷七日市村の肝煎を勤めたのは、代々長岐家であった。歴代を列記しておこう(年月日は没年⁽⁸⁾)。

元祖甚	助	年号不知正月四日
二代甚	助	寛文五年(一六六五)正月二三日年
三代甚	助	元禄一六年(一七〇三)正月四日
四代甚	助	延享四年(一七四七)九月五日(八七歳)
五代甚之丞	寛延元年(一七四八)十一月二日	
六代伝	助	早世
七代七左衛門	文政三年(一八二〇)一〇月一日(九〇歳)	
八代甚	助	天保九年(一八三八)十一月一日(七三歳)
九代七左衛門	天保一二年(一八四一)九月二五日	
一〇代甚之丞	文久元年(一八六一)三月二二日(三三歳)	
一代貞	治	明治三七年(一九〇四)八月二八日(五六歳)

中でも、七代の七左衛門が数多くの著作を遺していることで知られる。すなわち、明和四年(一七六七)「羽州秋田蝗除録」、天明五年(一七八五年)

「老農置土産・置みやげ添日記」、文化八年(一八一一年)「老農置土産附録」、文化年間頃「農業記」、文化一三年「農業心得記」などである。⁽⁹⁾ 全体的には、飢饉に関する記録が多いことが特徴であろう。近世中後期において当該地域における大きな課題であったことがうかがわれる。本稿で扱うのは、主に七代七左衛門から一一代貞治の時期に当たる。

二 小猿部地域の議定

まず、長岐家文書に遺る地域議定を示そう〔表〕。天明五年(一七八五)から明治六年(一八七四)までの一三議定を確認することができる。それぞれの地域議定は、四か条から二八か条までと条数は異なるが、締結の母体ごとにくいつかの種類に分けられると思われる。まとめると、それぞれみていこう。

第一に、天明五年八月「四ヶ所定書」である。四か所とは、文中から下村・小阿仁・上村・小猿部であると思われる。この定書の締結に際して、立会人として名前がみえるのは、小又村・本城村・上杉村・下杉村・芹沢村・三木田村(いずれも現、北秋田市)・七日市村という七か村の者たちであった。七日市村からは、甚之丞(七代七左衛門)が立ち会っている。つまり、小猿部周辺の四地域による議定とみてよいだろう。

その内容は、御用に関するものである。久保田表(現、秋田市)や諸方への勤務に関する雑用の割付などが定められている。久保田逗留中の旅籠などの費用、代官への酒肴料、能代御用への往復代、筆・墨・紙・ろうそくなど経費の設定に関する内容が多い。四か所共通の御用にかかる人員および費用を割り合っていたのであろう。この議定は下杉村での寄合にて取

〔表〕 長岐家文書にみる地域議定

年月	表題	条数	典拠
天明5年(1785)8月	「四ヶ所定書」	10	『秋田県史』資料近世編上(1963年)927～928頁
天明9年(1789)正月	「郷中定」	6	長1460
寛政4年(1792)4月	「一沢薪木定帳」	8	『鷹巣町史』別巻資料編2(1987年)450～456頁
寛政10年(1789)11月	「仮子定帳」	4	『鷹巣町史』別巻資料編2、268～270頁
享和3年(1803)正月	「一沢定覚書」	20	長944
文化9年(1812)正月	「一沢定」	4	長959(文化7年「一沢用記録」のうち)
文化10年(1813)11月	「一沢定書覚」	9	長137
文政7年(1824)7月	「一沢相談之上相定候ヶ条」	8	『鷹巣町史』別巻資料編1(1986年)621～623頁(「一沢歳代記」のうち)
文政11年(1828)11月	「被仰渡并ニ一沢定書写」	17	『秋田県史』資料近世編上、936～939頁
文政13年(1830)12月	「卯年一沢定書上之控」	9	長150
安政3年(1856)2月	「被仰渡并ニヶ処申会」	28	長180(安政3年「仮子寄合定」のうち)
安政3年(1856)11月	「仮子寄合定」	15	長180
明治6年(1874)1月	「定」	12	長546

註1：典拠欄の「長+番号」は長岐家文書(秋田県公文書館保管)の資料請求番号

註2：文政11年「被仰渡并ニ一沢定書写」の条数は、「一沢定書」とみられるものに限る(別に仰せ渡し41か条あり)。

り決められた。

また、安政三年（一八五六）「被仰渡并三ヶ処申会」⁽¹⁰⁾は、写しあるいは控えであるためか、差出・受取の記載はない。二八か条からなる。文末に「安政三年辰二月十七日、綴子村江寄合三ヶ処申会相定申候」とあり、綴子村（現、北秋田市）での寄合で決められた定書である。「三ヶ処」のもう一か所は不明である。

第二に、天明九年「郷中定」⁽¹¹⁾は、百姓一八七名から七日市肝煎甚之丞・「郷中惣長名衆」へ宛てた文書である。森林利用をめぐる議定で、「御百姓第一備可申品ハ木草山ニ候」にはじまる。「近年諸山伐尽」という問題意識から薪、家普請木、炭釜について利用制限を定めたものである。差出人の百姓たちは、本郷の七日市村と枝郷村々の百姓であると考えられ、七日市村の本郷・枝郷村々の議定といつてよいであろう。

第三に、寛政四年（一七九二）「一沢薪木定帳」をみてみよう。これは、七日市村四名、根木屋敷村四名、妹尾館村一名、中畑村一六名、大畑村九名、葛黒村一七名、与助台村一〇名、三ノ渡村一三名、黒森村五名、赤利又村二四名、品類村八名、岩脇村二八名、横淵村二一名、中屋敷村二〇名、脇神村一〇九名、合計三三七名の連名による定書である（宛名はなし）。前述した七日市村の親郷・寄郷・枝郷の構成によると、これらの村々は、親郷の七日市村を中心に、その枝郷一二か村のうち九か村（門ヶ沢・白沢・松沢の三か村は入っていない）と、その寄郷七か村のうち、五か村（小森・摩当の二か村は入っていない）である。この寛政四年「一沢薪木定帳」の内容は、小猿部川を川下しする薪に関する取り決めである。いわば「一沢定書」といえよう。

もう少し「一沢定書」について、詳しくみていきたい。「一沢定書」は、

〔表〕に掲載したものより以前から作成されていたようである。残念ながら、長岐家文書から条文は確認できないが、例えば、前述した天明九年「郷定」の文末には、「右定之外一沢定共ニ急度相守可申候」とあり、「郷定」の他に「一沢定書」があったことがわかる。寛政一〇年「仮子定書」にも、冒頭に「仮子給米之儀者前々一沢定ニ而」とあり、以前から「一沢定書」が存在していたことをうかがわせる。この点は注意を要する。

次に確認できる「一沢定書」は、享和三年（一八〇三）「一沢定覚書」である。⁽¹³⁾写あるいは控であるためか、差出・受取の記載はない。二〇か条からなる。年貢などの皆済、「働之者」の着類、たばこ入、わらじ掛け、「女之前たれ」、若勢たちの浴衣着、木綿着類、笠、大工・鍛冶作料、鎌、桶屋、小商人、染屋などについて取り決めてる。

さらに、文化九年（一八二二）「一沢定」も確認できる。全四か条からなるが、内容を簡単にみておこう。まず、木綿の購入について市日で購入して、木綿売を家に入れてはならない。もし違反したならば、過料銭五〇〇文を「一沢」で徴収する。また、木綿売を宿泊させた場合には、過料銭一貫文を課す。ただし、「新役」となり調達しなければならぬ木綿がある場合には、例外とする。次に「男胸前垂」(詳しくは後述)について、以前禁止としたが、近年付けている者もみられ、前垂は着物のためになるので、布に限って許す。もし違反した者を見つけたならば、その前垂は没収し、家主には銭五〇〇文の過料を課す。最後に、「酉年」(文化一〇年)の仮子給米(後述)については、例年の通り、村々から長名が二人ずつ出席する寄合で決定するというものであった。この文書には、差出・受取の記載はなく、断片的な内容である。

続いて、翌年の文化一〇年「一沢定書覚」をみてみよう。⁽¹⁴⁾写あるいは控

であるためか、差出・受取の記載はない。九か条からなる。婚礼・年賀・家事などの行事、家蔵の普請、乞食への対応、木綿売、「働者」の休日、手間米、飲酒などについて取り決めている。

また、文政七年(二八二四)「一沢相談之上相定候ケ条」は、「一沢歳代記」に所収しているもので、鷹巣村での仰せ渡しとともに記された「一沢定書」である。写あるいは控であるためか、差出・受取の記載はない。八か条からなる。たばこ入、帯、深笠、股引、きゃはん、甲掛、浴衣などの着類について取り決めている。

次に、文政一一年「被仰渡并ニ一沢定書写」も、写あるいは控であるためか、差出・受取の記載はない。箇条は、肝煎への仰せ渡し一か条、長百姓への仰せ渡し一か条、若勢への仰せ渡し一六か条、婦人への仰せ渡し一か条、その他の一九か条、合計五八か条からなる。肝煎に対する着服、袴、袴、紋付、羽織、合羽、下着絹、久保田出府・他所者応対時の着服、婦人の着服、長百姓・若勢それぞれに対する笠、被りもの、手拭、帯、たばこ入、手覆い、たすきなどを制限している。その他の箇条は、「一沢定書写」の部分と考えられ、休日、食事・飲酒、祝儀・儀礼、職人、仮子、日雇など多岐にわたって取り決めている。

文政一三年「卯年一沢定書上之控」¹⁵は、七日市村・岩脇村・中屋敷村・小森村・脇神村・摩当村六か村の肝煎・長百姓、計一二名が連名して二二月に取り決めている。その「一沢定書」を「乍恐当卯年一沢相続形、前書之通相定候故奉入御覧候」として、翌年二月に七日市村肝煎の長岐文蔵(九代七左衛門)から小川敬内へ宛てたもので、九か条からなる。米価高による文政一四年一年間の時限的な定書として、仮子給代、日雇米、休日、年賀・舅礼・親類振舞、雑飯食、仏寺、飲酒などについて取り決めている。

第四に、寛政一〇年「仮子定帳」を取り上げたい。仮子とは「下人」のことである。七日市村・岩脇村・横淵村・中屋敷村・小森村・脇神村・摩当村七か村の肝煎・長百姓、計一七名が連名して取り決めている(宛名なし)。四か条からなる。

「仮子定書」については、安政三年「仮子寄合定」¹⁷もある。写あるいは控であるためか、差出・受取の記載はない。一五か条からなる。「仮子定書」の具体的な内容については後述したいが、ここでは「一沢定書」の一種とみておきたい。

以上の議定について、議定を取り結んだ地域の範囲からみると、「郷定」は、本郷七日市村および枝郷村々によるものだろう。「一沢定書」は、親郷の七日市村(枝郷を含む)とその寄郷七か村をまとまりとした定書である。小猿部川沿いに展開している七日市村を中心とした小猿部地域の定書とみられる。「四か所定書」「三ヶ所定書」は、小猿部地域とその周辺に所在する二・三の地域との間で取り決めたものといえよう。

三 「一沢定書」の締結方法

続いて、「一沢定書」の締結方法について検討したい。まず、文化一〇年(一八一三)「一沢定書覚」に「前書之趣一沢肝煎并ニ一村々長名兩人宛寄合相談之上相定候、往々急度相守可申候」とあり、「一沢」の各村の肝煎・「長名」による寄合で相談して定めていることがわかる。「長名」とは、前述した寛政一〇年(一七八九)「仮子定書帳」や文政一三年(一八三〇)「一沢定書上之控」をみると、長百姓のことであるとみられる。この決定を各村の百姓たちへ周知したのであろう。

享和三年（一八〇三）「一沢定覚書」をみると、締結事情の一端をうかがうことができるので掲げよう。

〔史料1〕

一、此度各相談之上、近年諸割相増迷惑之段、并働之者衣類等花美ニ無之様ニ致度、大工・鍛冶作料相減、染屋・商人等迄高利を不取様ニ致度被申出、各同意ニ存候、併右品ニより各々之存知付之通ニも難相成訳、左ニ書印^⑧差上候間、熟談之上存知付有之候ハ、可被申聞候

（中略）

右之通前々品々定も致候得共、多分相背候者有之様ニ相見得候、畢竟家主不吟味より定も相立不申候、当三月晦日迄ニ相改、四月朔日迄相背候者見当候ハ、家主者其事ニより過料申渡、当人者其節ニ向ひ咎之輕重可申渡候、近年諸物高直ニ候上、異風を好ミ候ゆへ、尚高直ニ相成、御百性ハ年々差迫り申候間、銘々家内之者を吟味致費無之様ニ可致候、忝人相背候得ハ一沢之習らしニ不相成候間、此末者嚴重取扱ニ致候間、急度相守可申候

（後略）

これによると、近年は諸割が増えて迷惑しており、「働之者」の衣類などが華美にならないようにしたい、職人が作料を減らし、商人が高利を取らないようにしたいということから、その合意形成を目的に「一沢定書」が取り決められたことがわかる。

また、これらの定書は以前からあったが、違反している者も多くおり、結局家主（家長）が吟味しなければ、定書も成り立たないとする。今年三月晦日までに改善して、四月一日より違反した者があつたならば、家主へ過

料を命じる。当人へはそのときの過失の軽重により申し渡す。近年は諸物価が高騰している上、「異風」を好んで、さらに高値となった。百姓は年々切迫してきているので、各家で家内の者たちを吟味して出費が高まないうようにする。そして、一人が背くと「一沢之習らし」にならないので、厳守するとしている。家主（家長）が重要であり、一人が背くと一沢の「習わし」とはならないとしている点が興味深い。

「一沢定書」には、違反者に対しての罰則もあつた。例えば、文化一〇年「一沢定書覚」に「万一心得違之者有之候ハ、為過料当人分錢壹貫文、兩隣向三軒分三百文宛、都合壹貫五百文、一沢ニ而取立申筈」などのように、過料銭が課され、「一沢」で取り立てられた。具体的な個々の過料銭については、後述しよう。

また、法遵守の吟味役については、文政一一年「被仰渡并ニ沢定書写」によると、組頭（五人組頭である^⑬）が務めるとしている。違反者があつて申し立てれば、お咎めを申し付ける。この取扱費用は、組頭の過失として出させる。ただし、組頭が知らなかった場合には、本人と親類たちから費用を出させるとした。

このように、組頭が吟味役であつたが、安政三年（一八五〇）「仮子寄合定」には、「御省服組^⑭会村々吟味役」が記されている。七日市村清吉・儀助、岩脇村新三郎・重三郎、中屋敷村三五郎・権七、小森村金助・重助・角左衛門、脇神村喜八・儀兵衛・与五左衛門、摩当村勘右衛門・喜右衛門の六か村一四名であつた。親郷と各寄郷から二〜三名の肝煎以外の百姓が吟味役として設定されていたようである。組頭より少ない人数と思われ、彼らを統轄したような存在であつたと考えられる。具体的な職掌などは不明であるが、組頭以外の者が吟味役として設定されていた点に注目してお

きたい。

四 「一沢定書」の内容

次に、「一沢定書」の内容を検討してみよう。いくつかの項目にまとめながら、それぞれについて検討していくことにしたい。

(一) 着類

「一沢定書」には、着類(身にまとうもの)に関する箇条が多い。享和三年(一八〇三)「一沢定覚書」では「勸之者着類等之義者、前々一沢定書ニ有之、各心得候通りニ候」とあり、享和三年以前から「一沢定書」が取り決められており、各自が心得ている。しかし、「各始手元之子共下人等吟味不致、夫形ニ致居候事ニ而、拙者共分とかめ候ニも多人数取扱様無之候」とあり、各自が自分をはじめ、子供や下人などまで吟味し切れず、そのままになっており、肝煎や長百姓が咎めるにしても、多人数で対応しきれないという問題を指摘している。

そこで、「此度相定候義者、各々手元を急度相改メ、其余背候者者各ニ而申改訴可被申出候、若各々不吟味ニ而脇方分申出候、又者拙者共見当候ハ、各之不調法ニ致候間、左様ニ可被相心得候」とし、今回の「一沢定書」では、各自が周囲を必ず改めて、その上で違反する者があった場合には訴え出なさい。もし不吟味により、他からの申し出があり、役人たちが見つけたときには、不始末とするというものであった。いわば、取締の仕切り直し、あるいは再徹底ということだろう。このような問題意識を示した上

で、享和三年「一沢定覚書」では、着類について具体的に様々な取り決めを定めている。

前垂・襦袢・浴衣 まず、「女之前たれハ一統六拾文かき之布ニ而色上ケ不致筈、布襦袢も染候而者致候ハ、前たれ同様ニ可致候」とし、女性の前垂・布襦袢⁽¹⁹⁾について定める。前垂は銭六〇文の柿色の布に統一され、「色上(揚)ケ」(染めなおし)はしない。布襦袢も、染めについては前垂と同じとされた。また、「浴衣停止ニ候ゆへ先年之通り襦袢⁽²⁰⁾を着致候ニも白浅きニ限、異風之染又者嶋等用い申間敷事」とし、浴衣は禁止されており、そのため襦袢が許されているが、「白浅」いものに限られ、「異風」の染色や縞は認められなかった。さらに「若勢⁽²¹⁾」については、「若勢共浴衣着致候義、前度今停止申付候得共、今以俣相見得候、此末見当り候ハ、前書之通り吟味可致候」と別箇条を立て、あらためて浴衣の禁止を定めている。

前垂については、文化九年(一八二二)「一沢定」において「男胸前垂」が定められている。以前はなかったが、近年多く見かけるようになった。前垂は着物のためになるので、布に限っては許す。万一違反した者が見つかったならば、その品を没収して、家主から銭五〇〇文の過料を取るとしている。

煙草入れ・腹当・頭巾 享和三年「一沢定覚書」では、「勸之者皮たばこ入、長腹当テ、長頭巾堅ク無用ニ可致事」とし、「勸之者」の皮たばこ⁽²²⁾入、長腹当⁽²³⁾、長頭巾⁽²⁴⁾を禁止としている。煙草入れに問題はないが、皮の材質が禁止で、腹当・頭巾も問題はないが、長いものが禁止ということである。

木綿着類 同じく享和三年「一沢定覚書」において、木綿着物は「盆正月又者吉凶事諸方往来等之節計着致、常者形堅ク無用ニ可致事」とし、着用

を益・正月あるいは吉凶事で諸方へ行く時に限定し、日常着としては禁止としている。さらに、「木綿之短袴者袖小ク致、常之上着ニ不致、農業一ト通りニ着可致事」とし、短袴の袖は小さくし、日常着とはせず、農業のときに着るものとされた。さらに「着物之肩袖木綿ニ而切替候事、男女共ニ不苦候」とし、着物の肩や袖を木綿で切り替えてもよいとされ、デザイン上のことにも言及する。

あわせて、「木綿羽帯益正月宮之参詣等小繫村諸村歩之節者格別、常者堅ク無用ニ可致事」とし、木綿羽織で益・正月に宮へ参詣などに行き、諸村を歩くときは特別に許された。

また、「木綿股引花色浅黄ニ限飛脚又者諸歩之節計着可致、尤切股引ニ致、長股引堅ク無用ニ可致事」とし、股引⁽²⁶⁾については、色を花色や浅黄に限定し、飛脚または「諸歩」のときだけ着用が許された。ただし、「切股引」や「長股引」は禁止とされた。

木綿については、文化九年「一沢定」でも定め、必要な品があったならば「市日」に購入して、家へ回ってくる木綿売を入れてはならない。違反した場合には、過料銭として銭五〇〇文を「一沢」で徴収するとしている。

他には、笠⁽²⁶⁾について「先年之通下直之とかり笠ニ致、雪おろし又者三度笠無用可為事、笠之紐・きせる筒抔江木綿之紐付之事堅ク無用ニ可致事」とし、安値の尖笠を利用し、雪おろし笠や三度笠は禁止とされた。また、笠の紐に木綿を使うことも禁止とし、煙管筒などにも木綿の紐は禁止とされた。

(二) 儀礼・礼儀

儀礼については、文化一〇年(二八二三)「一沢定書覚」で定めている。

婚礼は軽く行い、外せない親類以外を呼んではならない。もつとも、親類から「昼長夜食」などと言って、差し出すことはならない。祝儀として樽肴を贈ることは、軽い品であればよいが、親類以外はしてはならない。

年賀では、膳立などをしてはならず、「酒事」は一通りにすること。外せない親類以外へ「樽配り」をしてはならないとする。しかし、その後、文政一一年(二八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」では、年賀は家内だけで「酒事」を行い、親類であっても「振舞」をしてはならない。樽入れも一切禁止に変わっている。さらに、文政一三年「卯年一沢定書上之控」では、年賀は家内の「酒事」とし、膳立てや振舞などは禁止された。

時齋法事については、文化一〇年「一沢定書覚」で、酒を出してはいけない。膳についても、身分に応じて軽くすること。二の膳は出してはならないが、干菓子などは出してはならないとする。文政一一年「被仰渡并ニ一沢定書写」によると、仏事がある時には、肝煎・長名まで連絡し、膳立は三菜、引落し・引き物は手軽にし、二の膳は出してはいけない。中百姓以下は膳立三菜に限り、引落・引物は一切禁止とされた。酒は肝煎・長名に至るまで禁止された。仏前菩提寺その他で菓子引きをしてはならない。「送菓子」もしてはならない。文政一三年「卯年一沢定書上之控」によると、仏事で菩提寺へ入る時、親類の焼香は一通りとし、膳立客対をしてはならないとする。

礼儀としては、文政一一年「一沢定書写」に、鐘を持った役人に対しては「しかむり」を取って通り、帯刀者と行違う時には、端に寄って通行するとされた。

(三) 飲酒・食事

まず飲酒について、文化一〇年(二八三三)の「一沢定覚書」では、「働者」が一月あたり二〜三度に限り、出入りの者や親類・縁者が来ても、「一沢定之趣」として盃を出してはならず、それでも帰らない場合に盃を出すならば、密かにすることとされた(この取り決めは、来年(文化一一年)一年間限定)。

その後、文政一一年(二八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」によると、百姓の飲酒は月に休日(後述)以外で三日、合計五日とされた。親類が付近に来た時であっても盃を出してはならないとしている。また、この年に五年間の儉約令が出されたため、「一沢」の「諸寄合」においても「溜酒」にして、清酒を飲んでほならないとする。

さらに、文政一三年「卯年一沢定書上之控」では、「小猿部一沢」の百姓たちが参会した時には、酒を出してはならないとする。しかし、百姓の飲酒については、三日に一回、月に一〇回までとし、文政一一年よりも日数が増加している。

一方、食事については、文政一一年「被仰渡并ニ一沢定書写」において、「明年」(文政二年)の餅・赤飯を食べる定日を示している。すなわち、餅は正月、二月一日、三月三日、八月一五日、九月九日、赤飯は四月八日、五月五日、六月一日、七月一三〜一六日であった。日常的には、文政一三

年「卯年一沢定書上之控」において「一沢中」の肝煎をはじめ、みんな「雑飯食」とし、それを厳守するとされた。

(四) 休日

続いて、休日の規定について取り上げよう。²⁷⁾まず、文化一〇年(二八三三)の「一沢定覚書」をみても。

〔史料2〕

一、働者休日、正月八元日夕三日迄、五日、七日、十一日夕十八日迄、廿日、廿二日

二月朔日、七日、十五日、廿日、廿四日

三月三日、十五日、廿四日

四月八日、十八日、廿四日

五月五日、十五日、廿四日

六月朔日、七日、十五日、廿四日

七月七日、十四日夕廿日迄

八月朔日、十五日、廿四日

九月九日、十九日、廿九日

十月七日、十五日、廿四日

十一月朔日、十五日、廿四日

十二月朔日、十五日、廿四日

外三種蒔休三日、田植休七日

「働者」の休日規定である。合計六六日間の休日を設定している。月ごとの休日の日数は、正月が一五日間と最も多く、七月が八日間、二月が五

日と続き、他月は三日間がほとんどである。別に、種蒔と田植の休日も設定されている。

これらの休日については、現代の行事とも符合する日があるため、わかる範囲内ではあるが、民俗学の成果と突き合わせて確認しておこう。⁽²⁸⁾

まず、正月七日は「雪田植え」が行われる(一九二頁)。七日市村の一部ではあるが、畑や空地など一坪に縄を張って田に見立て、稲藁を一〇本くらいずつ雪に挿して植えるなどする田畑豊作の祈願である。さらに、正月一日から一八日まででは、概ね「女の正月」ともいわれる小正月である(一九〇頁)。一四日には餅搗き、晩は女の年取りで、一五～二〇日は休日、女性の骨休みと娯楽を兼ねている。さらに、小正月行事としては、葛黒において「火ぶりがまくら」が宝暦年間から行われているという。

二月一日は厄払い(一九三頁)で、四月八日は七座天神社の天神祭り(二九五頁)である。七月七日は「なのかび」(一九七頁)と言われ、前日の六日夕には「ねぶ流し」(一九七頁)が行われる。七月一四日は、「中屋敷獅子踊」(二八一頁)が神明社へ奉納され、翌一五日からは他部落でも行われる。あわせて、七月一三日はお盆の「墓参り」(一九八頁)で、一五日からは盆踊りが行われる。八月一五日は「十五夜」(二〇〇頁)で、十一月二四日は「大師講(デヤンスコ)」であった。

もちろんすべての休日に行事があるわけではないが、近世の休日と現代の行事日程が概ね一致しているとみてよいだろう。近世からの休日の継続性を思わせる。

文化一〇年の後は、文政一一年(一八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」にも休日規定が確認できる。比べると、正月は四日間(二二日・一三日・一四日・一五日)の減、二月も三日間(七日・二〇日・二四日)の減となっている。三月

は、二日間(十五日・廿四日)減っているが、他に「氏神御縁日ニ休可申候」としている。四月も一日(廿四日)の減、五月も二日間(十五日、廿四日)の減とともに、「手植休日数五日」を組み込んでいる。しかし、文化一〇年が「田植休七日」だったのに対して二日間の減であった。六月も二日間(七日、廿四日)の減、七月も三日間(二七日・一八・一九)の減、八月も一日(廿四日)の減であった。九月も二日間(十九日、廿九日)の減とし、他に「村々氏神御縁日ニ休可申候」としている。一〇月以降は、「十月分極月まで休日なし、家々之取仕舞次第月ニ二日休可申候」とし、文化一〇年と比べると、一か月あたり一日ずつ、計三日の休日が減少したことになる。なお、「種蒔休三日」もなくなっている。

このように、文化一〇年から一五年後の文政一一年には、三八日間と氏神の縁日というように、約四割もの休日数が減少していることがわかる。しかも、「右休日ハ明年ニ不限以来共ニ定日ニ可致事」とあり、文政一二年だけではなく、それ以降もこれを「定日」とするとしている。

その後の文政一三年「卯年一沢定書上之控」によると、休日は月に二日に限られ、その家の取り仕舞い次第で、定日はなしと定められた。

休日の大幅な減少は、村人たちからの反発も予想されるところが、官見の限り史料を確認することはできない。その検討は今後の課題とし、ここでは休日の減少ということを押さえておきたい。

(五) 職人

職人については、享和三年(一八〇三)「一沢定覚書」において定めている。いずれも作料についてである。

大工の作料は、錢一二〇文とし、「其内々ニ而雇候者ハ其者働ニより百文又者八拾文差出可申候」と付け加えている。内々で雇用する場合には、職人の働きによって錢八〇文あるいは一〇〇文としている。

木挽については、作料を錢一〇〇文とし、「是又内々ニ而相頼候木挽者八拾文分段を付ケ指可申候」とし、大工と同様に内々で頼んだ場合には、八〇文から段階をつけて出錢している。

鍛冶についても、以前から地鉄の相場が上がり、それを元の値段に反映したいとの申し出があったので、相談の上でその申し出を認めることになった。また、鎌は錢一三〇文であったところ、去年に一枚につき一〇文ずつ上げたが、今年からは元の値段の一三〇文に戻すとされた。値段の設定が細く調整されている。

桶屋については、水桶の「古たが」替えが桶一つにつき米五合、その他の品は、その品により相対で取り決めるとしている。

染屋は、「布壹反六拾文かき高直ニ染申間敷、前たれ（補性）儒伴之色上ケ頼候而もそめ申間敷候、惣而染物異風を好ミ候而も高直之染物致間敷候事」とあり、布一反〓錢六〇文と設定し、「かき」(稀染め)より高値に染めてはならない。前垂や襦袢の色上げの依頼があっても染めてはならない。「異風」の染めが好まれているが、高値の染物はしてはいけないとする禁止規定が並ぶ。

また、職人については、文政二年(一八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」によると、諸職人を頼む時には、一日二回飲酒させることとしている。その他にも飲みたいというものがあつたならば、必ず飲ませなければならぬとする。

(六) 商人

商人について、享和三年(一八〇三)「一沢定覚書」では「小商人売物高利を不取様ニ可致候」とだけ規定されている。小商人が高利を取ることが注意された。

また、木綿売については、文化九年(一八二二)「一沢定」で、木綿売へ宿を提供した者であっても、木綿を販売させてはならない。後日明らかになった場合でも、過料錢一貫文を宿へ課す。ただし「新役」に就任して木綿を調達する必要があつたならば、特例とする。この規定は、翌年の文化一〇年「一沢定覚書」でもあらためて確認されている。

文政二年(一八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」では、百姓の市立について定める。村々の役人へ事前に申し出て、用向を伝えた上で、板判を持参すること。事前に申し出がなく、参加したならば、過失として錢一貫文ずつを課す。

(七) 仮子・日雇

仮子については、文政二年(一八二八)「被仰渡并ニ一沢定書写」では、仮子給代を「上人」錢八貫五〇〇文、「中人」錢七貫文、「下人」錢五貫文とランク付けし、この設定以外で支払う場合には、必ず吟味することとされた。手間米については、男五合、女二合五勺、田植の時には平均五合、干し草刈や「薪山田打」の時には七合五勺と定められた。

二年後の文政一三年「卯年一沢定書上之控」では、仮子給代を「上人」

錢八貫五〇〇文、「中人」錢七貫五〇〇文、「下人」錢六貫文とする。前述の文政一一年と比べると、「上人」は変わらないが、「中人」が五〇〇文、「下人」が一貫文上げられている。日雇米は、男七合五勺、女五合だった。

その後、安政三年（一八五六）「仮子寄合定」では、仮子給代を「上人」錢二〇〇貫文、「中人」錢一八〇貫文、以下は準じるとされた。「來ル巳年」〔安政四年は閏月もあるので、給代を引き上げるとしている。それにしても、文政一三年から二六年も経過すると、物価の上昇もあるのである〕が、給代の上昇は著しいことがわかる。しかし、日雇米は男七合五勺、女五合で、文政一三年と変わらない。

引き続き、安政三年「仮子寄合定」をみると、扶持なし日雇は錢二貫五〇〇文、草苧・薪伐雇は米一升、田植は男女とも米一升と定められている。

休日、正月一〇日、種蒔三日、田植休五日を上限とする。その他、月に三日ずつ（節句休とも）と設定された。朝から夕まで仕事をし、「過休日」は禁止された。仮子が他所へ行くことは禁じられ、違反したときには過料となった。

博奕は禁止された。過料は宿が錢五〇貫文、向う両隣りが錢一〇貫文ずつ、当人へはその者に応じるとされた。

嫁・婿婚礼の祝儀は一夜に限り、振舞は禁止された。年賀はもつとも身近な親類だけで、一日に限られた。また、仏事は一朝に限り、酒を出してはならない。祝儀では、樽・肴・餅・包物の受贈は禁止とし、「三ヶ処御申合」の通り、錢二〇〇文以下を受贈するとされた。

着類については、「三ヶ処御申合」の通り、模様付きは一切禁止された。風呂敷は花色・紺に限り、赤い品は一切禁止された。それらは「長名」が

吟味とする。

このように、仮子について詳細な取り決めがなされており、幕末期における給代の高騰などをみることができた。概ね百姓への制限と似通っていたと思われるが、他所へ行くことを禁じられるなど、百姓よりも厳しい点もあった。

雇用ということではないが、普請手伝について、文化一〇年（一八二三）の「一沢定覚書」で定めている。家蔵を普請する者がおり、その手伝に行ったならば、銘々で昼食を持参して、普請をしている家の者たちに負担を掛けないようにする。もちろん、酒などを飲んで是不ならない。ちなみに、萱刈などの諸事手伝いときも同様とされた。

五 明治六年の定書

明治維新後には、明治六年（一八七四）の定書が一点確認できるので、全文をみてみよう。

〔史料3〕

定

一、仮子給代 上 貳石也

但、双方

仮子入日 一月廿五日 但、旧曆十二月廿七日

同 出日 十二月廿日

一、日雇 男 七合五勺

女 五合

一、扶持なし 貳升五合

一、薪伐り草刈壹升

一、田植男女平均壹升

一、伯樂米寒拵とも壹升

一、仮子働方諸定之儀者従前之通り

一、式日従前酒代包候儀ハ嚴禁之事

一、働之もの昼酒嚴禁之事

一、彼岸念仏廃止之事

但、他所より入込候男女とも、諸念仏諸奉加江米錢差出候事、不

相成候事

一、今年限旧曆正月元日・二日・三日・十一日・十六日・十七日・廿

日、右七ケ日新曆月日江相当、休日儀不苦候事

一、休日者月々三ケ度ニ可致候

右之外、休日左之通

三月十一日 九月廿二日

九月十七日

田植休五日 種蒔休三日

其以下者、其村々適宜ニ為任へき事

右之通相定候間可被申渡候、早々御順達見留より御返し可被成候、

以上

長岐 貞治

西一月十四日

久留嶋 甚兵衛 様

千葉 七 蔵 様

近世後期における山村の地域議定

佐藤 和助 様 一月十六日相達より脇神へ仕送候

花 田 駒之助 様

小坂三郎右衛門 様

この文書は、長岐貞治(当時戸長)から久留嶋甚兵衛ら五名へ出されたものであるが、宛名の五人は、小猿部地域の寄郷肝煎であるとみられる。近世の「一沢定書」と比べながら、各条文をみていこう。

まず仮子給代である。安政三年(一八五〇)「仮子寄合定」では、「上人」が錢二〇〇貫文であったが(ただし、この年は閏月を考慮して引き上げられている)、明治六年では二石としている。錢から米へ給代の支払い方法が変わっている。さらに、安政三年「仮子寄合定」にあった「中人」およびそれ以下の記載がない。また、明治六年「定」では、仮子の出入日が一月二五日(旧曆二月二七日)から二月二〇日までと指定されている。

日雇について、明治六年には男七合五勺・女五合で、安政三年と同じであった。扶持なし日雇については、安政三年には、錢二貫五〇〇文であったが、明治六年は二升五合であり、仮子給代と同様に錢から米へ支払いが変わっている。薪伐り・草刈については米一升、田植については男女とも米一升とされ、ともに安政三年と同じであった。

この文書の日付である明治六年一月四日は、旧曆の明治五年二月三日にあたる日を新曆の明治六年一月一日とした直後である。そのため、今年限りということ、旧曆の正月元日・二日・三日・一日・一六日・一七日・二〇日の七日間について、その新曆にあたる月日は休日にしてよいとしている。曆法の変化に対応した箇条であり、興味深い。

また、休日は毎月三日とし、その他には三月一日、九月一七日・二二日、田植休が五日間、種蒔休が三日間、それ以外にはその村々で適宜任せ

るとしている。合計四七日と村が決める日が休日ということになる。文政一三年（一八三〇）の休日の簡条は、月に二日に限定（二四日間）され、あとはその家次第で定日はなかったため、比べると大幅に休日が増えてきているとみてよいだろう。

明治維新後もこのような地域議定が取り結ばれたが、長岐家文書で確認できるのはこの頃までである。

おわりに

以上みてきたように、秋田藩領の親郷七日市村を中心とした小猿部地域においては、領主法ではない、地域の寄合による議定が近世後期には度々成立し、改定されていたことを明らかにした。それらの議定は、「四（三）ヶ所定書」―「一沢定書」―「郷定」という種類があり、それぞれ異なった範囲の議定であったが、それらは併存して取り結ばれていた。

中でも、近世後期の小猿部地域においては、「一沢定書」が中心的な議定であったとみてよいだろう。当該地域にとつては、地域のまとまりとして「一沢」が重要だったのである。「一沢」とは、当該地域では親郷（枝郷を含む）―寄郷（枝郷を含む）のひとまとまりを示し、小猿部川の沢沿いに集落・村が展開していることもあって、「一沢」とされたのであろう。「一沢定書」の起源は明らかにし得なかったが、近世後期以前から存在したのもと思われ、近世後期には度々定められていた。議定の結ばれる範囲は、地域の個性をはかる一つの指標になると考えられ、締結の単位としては、村・組合・郡中などが想定されるが、近世後期の当該地域では「一沢」がそれにあたるものであったのだろう。

また、本稿では各議定の内容についても、踏み込んで取り上げた。衣服などの身に着けるものにはじまり、冠婚葬祭などの儀礼や、飲酒・食事、休日などの日常生活に関わること、職人や商人との関係や仮子・日雇の雇用などの生業に関わることなど多岐に渡った。罰則についても、ほとんどが過料であったが、設定されていた。この点に関して特にまとめることはしないが、個別の内容ごとにそれぞれのテーマへ素材を提供するものとなる。

ただし、一つ取り上げると、仮子給金・職人手当などについては、相場などの社会状況を鑑みながら、金額を設定していた点に注目しておきたい。給金や手当を地域内で設定しておくことは、公平性につながり、地域の成立にとつても大きな役割を果たすものであったであろう。

享和三年（一八〇三）「一沢定覚書」にあった「壺人相背候得ハ一沢之習らし三不相成候」という文言が象徴しているように、領主からの触れを受けながらも、地域における「習わし」として具体的かつ詳細な議定を決めることで、地域内の共同性や秩序を維持していくために機能していたものといえよう。

最後に、当該地域では、現代でも一部の住民たちには小猿部という地域意識が続いているが、このことは、秋田藩の親郷・寄郷にもとづいた地域編成を契機としたものであったとはいえ、国郡村という近世社会の一般的な行政区画にはない、小猿部という地域意識が継承されていることは、当該地域を考える上で非常に重要なことであると考える。そのことが「一沢定書」という地域議定に表れていると評価しておきたい。

今後の課題としては、地域議定と領主法（秋田藩では黒印御定書など）の関係性の検討などを挙げて、本稿を攔筆したい。

註

- (1) 前田正治『日本近世村法の研究』(有斐閣、一九五〇年)。
 (2) 藪田貫『新版国詠と百姓一揆の研究』(清文堂出版、二〇一六年、旧版は校倉書房、一九九二年)。青木美智男『近世非領国地域の民衆運動と郡中議定』(ゆまに書房、二〇〇四年)。平川新『郡中』(公共圏の形成―郡中議定と権力―)〔日本史研究〕五一―一〇号、二〇〇五年。谷山正道『近世後期の広域訴願と郡中議定』〔龍谷日本史研究〕三七号、二〇一四年。大塚英二『近世後期の尾張・三河地域社会の状況―郡中議定・物代と議定構造』(愛知県史研究)二三号、二〇一九年)。
 (3) 長岐喜代次『小猿部物語』一殿様の巻(一九八〇年)。同『小猿部物語』二検地帳・飢饉の巻(一九八二年)。『秋田の古文書』一〇六―一九三(一九九五年)など。
 (4) 藤本英夫『小猿部いまむかし』(無明舎出版、二〇〇一年)。
 (5) 佐藤俊晃『七日市肝煎・長崎七左衛門とその業績』(『鷹巣地方史研究』五八号、二〇〇六年)。同『故長岐準吉記』(長岐貞治日記抄録) 紹介(一)〔鷹巣地方史研究〕七二号、二〇一六年)など。
 (6) 拙稿『秋田藩における山村の備荒貯蓄―出羽国秋田郡小猿部七日市村を事例に―』(徳川林政史研究所『研究紀要』四八号、二〇一四年)。拙稿『七日市長岐家文書の近世日記史料』(『鷹巣地方史研究』七三号、二〇一七年)。
 (7) 品類村は、当初七日市村の寄郷であったが、宝永八年(一七二一)に品類村肝煎市郎右衛門が「欠落」して肝煎の代役がいなかったため、願いにより七日市村の「加へ郷」となっている(『鷹巣町史』別巻資料編一、一九八六年、五二二頁)。
 (8) 「大事代記」(前掲『鷹巣町史』別巻資料編一、五二二―五二三頁)。
 (9) 「羽州秋田蝗除録」は田口勝一郎『近世秋田農書の研究』(田口勝一郎著作集Ⅲ)秋田文化出版、二〇〇一年)八三―九〇頁、「老農置土産・置みやけ添日記」は『日本農書全集』一卷(農山漁村文化協会、一九七七年)二五七―二九二頁、「老農置土産附録」は田口勝一郎『近世秋田農書の研究』一七九―一九六頁、「農業記」は田口勝一郎『近世秋田農書の研究』一九七―二二五頁、「農業心得記」は『日本農書全集』三六卷(農山漁村文化協会、一九九四年)九三―一四八頁にそれぞれ所収されている。なお、七代七左衛門は、享保一六年(一七三一)に秋田郡

近世後期における山村の地域議定

- 坊沢村(現、北秋田市)の肝煎長崎清左衛門の四男に生まれたが(幼名小助)、その後七日市村の肝煎長岐家の養子となり、宝暦五年(一七五五)に養父伝助の跡を継いで肝煎となった(当初は甚之丞、のち七左衛門と改名)。そのため、私的な著作などでは長崎姓を用い、「長崎七左衛門」と記すこともあった(田口勝一郎『近世秋田農書の研究』一七九頁)。
 (10) 『秋田県史』資料編近世編上(一九六三年)に翻刻が掲載されている(九四一―九四三頁)。
 (11) 前掲『秋田県史』資料編近世編上に翻刻が掲載されている(九二八―九三〇頁)。
 (12) 長岐家文書五二八(文政四年「小猿部村々軒別書上帳」)によると、七日市村の戸数は一七九軒であり、少し年代に開きがあるが裏付けられる。ちなみに、小猿部村々全体では、六二七軒であった。
 (13) 前掲『秋田県史』資料編近世編上に翻刻が掲載されている(九三三―九三四頁)。
 (14) 前掲『秋田県史』資料編近世編上に翻刻が掲載されている(九三四―九三五頁)。
 (15) 前掲『秋田県史』資料編近世編上に翻刻が掲載されている(九三九―九四〇頁)。
 (16) 松橋栄信『北秋田歴史用語解説』(無明舎出版、一九九四年)によると、「かりこ」あるいは「かろぐ」と読み、「主家に寝泊りして農業に従事する下人。給米を前借りし、一定期間雇主の家に住込んで働く」(二八一頁)とする。
 (17) 前掲『秋田県史』資料編近世編上に翻刻が掲載されている(九四〇―九四一頁)。
 (18) 前掲、松橋栄信『北秋田歴史用語解説』でも、組頭は「五人組の頭」(一九二頁)としている。
 (19) 宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』(岩崎美術社、一九八五年)によると、「前垂」は江戸中期以降「前掛」と呼ぶようになったという。そのころから、文様や緋・縞物のものも現われ、もともと女性のものではあったが、天明年間からは男性も用いるようになり、文化・文政期には普及した(一五四―一六一

- (19) なお、当該地域としては『七日市郷土誌』(一九八〇年)に「マイカケ」をしめた農村女性の仕事着の写真が掲載されており(二九二頁)、参考になる。
- (20) 「襦袢」は、前掲の宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると、衣服の下に着用する肌着のことで、明和・安永・天明頃から以後の呼称である(二〇九頁)。
- (21) 「若勢」とは、若者のことである(前掲、松橋栄信『北秋田歴史用語解説』三二三頁)なお、須藤功『若勢 出羽国の農業を支えた若者たち』(無明舎出版、二〇一五年)が秋田藩領を素材にした成果で参考になる。
- (22) 「煙草入れ」については、たばこと塩の博物館編『たばこ入れ増補改訂版』(二〇〇五年)などを参照のこと。
- (23) 「腹当」は腹掛けともいい、前掲の宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると、盲縞という紺無地木綿で作られたとする(四三三頁)。
- (24) 「頭巾」については、前掲の宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると、江戸時代に入ると流行し、各種のものが作られるようになったとされ、紹介している(六九七―七二頁)。
- (25) 前掲の宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると、「股引」は商人が浅黄・千種色など、職人や農民などが紺の盲縞を用いたとある(一五四頁)。
- (26) 前掲の宮本馨太郎『かぶりもの・きもの・はきもの』によると、「笠」は編み笠、組み笠、縫い笠、押え笠、張り笠、塗り笠の六種類に分類されている。尖笠は形状の一つであり、三度笠は縫い笠の一つで、名称は三度飛脚が用いたことに由来する。貞享期から使われ、文化期以降に廃れたという(七九―八七頁)。
- (27) 休日については、古川貞雄『増補村の遊び日』(農山漁村文化協会、二〇〇三年)を参照のこと。
- (28) 『鷹巣町史』三卷(一九八九年)に拠る。以下、丸括弧内の頁数は同書の頁数である。
- (29) 傍証ではあるが、「小坂三郎右衛門」は明治四年に摩当村肝煎を勤めていることがわかり(前掲『鷹巣町史』別巻資料編一、五〇二頁)、脇神村には花田家文書が伝存する(前掲『鷹巣町史』別巻資料編一、二八五―四〇六頁)など、寄郷肝煎に宛てたものであると考えられる。